

衛 生 第 1 8 号  
昭 和 6 3 年 3 月 3 1 日

各 { 都道府県 }  
      { 政令市 } 衛生主管部(局)長 殿

厚 生 省 生 活 衛 生 局  
生 活 化 学 安 全 対 策 室 長

家庭用品規制に係る監視指導について

標記については、昭和56年3月10日環企第45号環境衛生局長通知により運用されているところであるが、その取扱いについて昭和63年度より下記によることとしたので、通知する。

記

1 家庭用品規制に係る監視指導要領の第二の3の(3)の別添様式Ⅰ及び第四の1の別添様式Ⅱについては、共通様式を使用することとし、この様式を別紙1のとおりとする。

2 同要領第三の1の(1)及び(2)のア、イ並びに(3)のアについては、別紙2に示す項目を記載するものとする。

別紙 1

家庭用品試験検査等調査書  
 基準違反家庭用品行政措置等報告書

都道府縣市	整理番号

有害物質		家庭用品	
商品名		種類	
製造番号		サイズ容量	
組成・成分		色・その他	
試買年月日	年 月 日	原産国	
試験年月日	年 月 日	試験成績	
試験機関			

業態	業者名及び所在地	行政措置等
1		
2		
3		
4		
5		

販売ルート	
-------	--

検 査	区 分	検査年月日	検 査 機 関	検 査 成 績
経 過 概 略				
製 品 の 概 略 等				
原 因				
担 当 者				

## 別紙 2

### 違反製品措置報告書等の記入項目

- 1 会社等の概略  
従業員数  
業態種別(取扱品目)  
事業所の名称、所在地  
[業態種別については、日用雑貨・衣料品販売業、化学薬品製造業等と記載する。]
- 2 違反と指摘された事項  
違反を指摘された日時、経緯  
指摘された内容  
イ)違反品の商品名、製造番号、サイズ等  
ロ)有害物質名、含有量等  
ハ)違反条項
- 3 違反品の製造(輸入)、仕入状況  
製造(輸入)業者は製造(輸入)年月日、製造(輸入)数量  
卸・小売業者は仕入年月日、仕入数量、仕入先名称、仕入先所在地  
[仕入、販売、回収状況等については一括して記載してもよい。]
- 4 違反品の販売状況  
販売年月日、販売数量、在庫量、販売先名称、販売先所在地
- 5 違反経緯、原因、理由等  
[法の認識不足、営業上の理由、管理体制の不備等について具体的に詳細に記載する。]
- 6 製造(輸入)、仕入、販売時等の試験成績、実施機関名
- 7 従来品質管理状況  
[製造工程の管理、原料の管理、保管中の管理等について記載する。]
- 8 指摘後の措置  
違反品の回収、回収後の措置等
- 9 今後の対策(再発防止策)  
品質管理の強化方法等

### 3 「まぜるな危険」シールについて

安全対策協議会で標準シールを作成する（ただし、160mL以下は除く）。  
ただし、各社で独自に標準シールをつくることを妨げない。

#### (1) メーカー在庫品の取扱い

現行ラベルの商品は標準シールを貼って対応する。  
出荷は4月1日を目途とする。

#### (2) 市中外在庫品の取扱い

流通在庫品については、販売店が責任を持って標準シールを貼るように行政指導していただくが、必要に応じメーカーが販売店に協力する。

販売店から標準シールの要求があった場合は、すみやかに安全対策協議会およびメーカーが対応する。

標準シールの発送は3月を目途とする。

#### (3) シールの貼付位置

正面の見やすい位置でラベルの外を原則とする。しかし、対応が難しい商品は、「家庭用品品質表示法」に基づく表示、その他の「注意表示」、「商品名」にかからないところに貼付する。